

★市民説明会で頂いたご質疑・ご意見

平成29年5月13日(土)14時～ 鳥取市文化センター2階 大会議室

発言者	項目等	ご質疑・ご意見の要旨	説明会場での回答等
発言者 ①	議会基本条例を作る者について	・市議会が自分たちの基本的な行動を律する条例を作るのは自己矛盾しているように感じる。市民がこのような条例を作るよう議会に要望し、市民がこの委員会(議会基本条例策定特別委員会)を作るのなら理解できるが、議会が作るのは矛盾していると考える。	・この条例は、市議会のあり方を明文化して、それに沿って議会・議員の活動をしていくものなので、自己矛盾とは考えていません。 【補足】 ・全国的に見て、通常、議会基本条例は、議会が条例案を策定し、制定しています。
	本会議の写真撮影・録音について	・県議会の本会議は、写真撮影や録音は自由だが、市議会ではOKになっていない。放送しているのだから、何の問題も無いと考えるが、なぜ写真撮影や録音が駄目なのか。撮影等を自由にさせてほしい。	・市議会へのご意見として承りました。
	規定していることが条例でなければならないか	・素案に規定されていることは、申し合せで足りることであって、条例にしなくてもいいと思う。罰則規定も無く、単なる議員の目標に過ぎないのではないか。	・ご意見として承りました。
発言者 ②	政策立案までの市民との協働	・第5条(市民参加の促進)や第16条(委員会)に関連するが、市民に参加させるとか、知らせるなどという発想ではなく、市民と協働していくという立場に立ってほしい。市民の中には、さまざまなキャリアを有する専門家もいる。そうした市民の意見や経験を政策立案に生かしてほしい。例えば、政策条例や政策立案を出す前の段階で、さまざまな市民、議員、市職員と一緒に検討して成案化していく。民主的なあり方を追求していくよう、発想を変えていくべき。	・市議会へのご意見として承りました。
発言者 ③	条例案の策定の取り組みについて	・議会基本条例案を作るのであれば、市民の声を聴いてからするのが本当ではないか。「全国の55%の市議会が制定しているから、鳥取市も遅れないように。」というのではおかしい。	・本市議会は、今までにさまざまな議会改革に取り組んでおり、その内容は他市より遅れていないと考えます。この条例は、これまでの議会改革を条例という形で明文化して、市民に示させていただこうとするものです。
	条例の具体性について	・条例に具体性が何も無い。書かれていることから何をやるか、どのような手続きで、どう具体化していくかが無い。	・具体的な取り組みや方法については、その他の条例や規則等で規定するものであり、その大本となる基本的な考え方を議会基本条例として定めています。
	市の施策等のチェックについて	・議会が十分検討し、責任を持って可決・決定した市の施策が、提案どおりに具体化されているかチェックするのも議会の重要な機能と考えるが、条例に触れられていないのではないか。	・議会の機能として、市の事業のチェックを行っており、前文に市の事務事業執行の監視機能として明記しています。今後、しっかりと取り組んでいきたいと考えます。
	本会議での議論について	・第3条に規定している「議員間の自由な議論を尊重する」に関連し、本会議での議論は、事前に質問通告がされ、それを読み上げ、行政側は答弁するという形式的なものとなっており、全く議員の議論とか行政との議論になっていないと思うが、そのことをどう考えているか検討してもらいたい。	・市議会へのご意見として承りました。
	議会基本条例に規定しなかった事項について	・説明では、検討したが条例に盛り込まなかった事項が10項目あったとのことだが、どのような点で合意できなかったのか。	・①「請願・陳情の位置付け、提出者への意見聴取」…現在でも必要であれば提出者から意見を聴くことはできるので、あえて基本条例で規定しなくてもよいという意見があり、合意に至らなかった。 ②市民の傍聴意欲の向上…わかりやすい議論などに取り組む中で、自然と市民の傍聴意欲が高まっていくのであって、傍聴意欲の向上を目的とするのはおかしいと判断したため。 ③政策研究会の設置…先進的に取り組んでいる市議会もあるが、特別委員会を設置して対応することもでき、現時点で研究会の設置は難しい。 ④議長・副議長の立候補制…意見がまとまらず、今後の検討となった。 ⑤付属機関の設置⑥調査機関の設置⑦政策討論会の設置…専門的知見の活用で対応できる部分もあり、現時点で設置は難しい。 ⑧広聴活動⑨広報広聴委員会の設置…現在、議会広報委員会が設置されており、広聴機能はこの委員会が担っているため、新たに条例に規定しなくてもよいのではないかと。 ⑩議員報酬…議員報酬は実質的には、特別職報酬等審議会により決められており、議会基本条例に入れる必要が無いのではないかと。 これらから、以上10項目については、この度の議会基本条例には規定しませんでした。なお、今後の議会改革の検討によっては、第28条の見直し規定により、条例に規定することもあります。

鳥取市議会基本条例(素案)市民説明会等のご質疑・ご意見等まとめ

発言者 ④	市の施策等の チェックについて	・市の執行機関で、一番チェックして欲しいのは財政問題で、健全な財政運営がされないと市民は本当に困るが、議会が本当にチェックできているか疑問。守れないような条例を作っても意味が無い。本当に、今以上の執行機関のチェックをする考えや決意を持っているのか。	・市議会へのご意見として承りました。
発言者 ⑤	委員会のネットでの公開について	・本会議は、インターネットで公開しているが、委員会はネットでは公開されていない。具体的な議論は委員会でされるため、本会議だけでは何故そうなのか、何が問題なのかわからない。委員会のネット公開を検討してほしい。	・この場での回答は困難ですので、議会へのご意見として持帰らせていただきます。なお、委員会及び政務活動費のインターネットによる公開については、議会で検討中です。
	特別会計のネットでの公開について	・一般会計は、全ての年度がインターネットで公開されているが、特別会計は時々の年度でしかされていない。特別会計についても、全ての年度についてネット公開してほしい。	【補足】 (特別会計のネット公開について) ・確認したところ特別会計も一般会計と同じように鳥取市公式ホームページに掲載されています。例として挙げられた水道局の予算などの企業会計については、①下水道等事業会計は、当該年度予算と平成24年度以降の決算をホームページに掲載 ②水道事業会計は、直近の決算及び当該年度の予算を掲載 ③病院事業会計は、平成25年度決算まで掲載(更新が止まっている)という状況でした。
	政務活動費の領収書の公開について	・鳥取市議会は、(ネット上で)政務活動費の領収書を公開していないが、県議会と同じように領収書を(ネット上で)公開してほしい。	(市の投資の効果の公開について) ・市議会では、9月定例会で決算審査特別委員会を設置し、前年度事業の決算の審査・チェックを行い、改善が必要な点があれば市長に要望を行うなどしています。執行部では、市の総合計画や行財政改革大綱等に位置付けられた事業を内部評価するとともに、有識者や公募委員で構成する「鳥取市行財政改革推進市民委員会」において外部評価が行われ、それぞれの結果等についてホームページで公開しています。
	市の投資の効果の公開について	・市では、さまざまなことに投資をしているが、それによってどういう効果があったか、どのような現状かさっぱりわからない。投資により良かった点も悪かった点もネット上で公開してほしい。	

※議会基本条例、市議会以外に関する意見

発言者	項目等	質疑・意見の要旨	説明会場での回答
発言者 ③	市長との面会について	・民主主義は、賛成・反対ではなく、いろいろな意見を聴いて、それを取り入れながら、市政を進めていくものだと思うが、何度お願いしても市長は会って話を聴いてくれない。議会として、何か働きかけなどしてもらえないか。	・ご意見として承りました。

平成29年5月22日(月)19時～ 鳥取市役所本庁舎6階 全員協議会室

発言者	項目等	質疑・意見の要旨	説明会場での回答
発言者 ①	議会基本条例に規定しなかった事項について	5月13日(土)に開催された第1回市民説明会の発言者③の「議会基本条例に規定しなかった事項について」と同趣旨の質疑。	5月13日(土)第1回市民説明会での回答と同じ。